

# 資料 1-1

## 部等別予算見積書総括表

部等名: **教育委員会**

### 1 当初予算見積状況

(単位:千円)

課等名	令和2年度 要求額					令和元年度 当初予算額				増減額			
	事業費	左のうち、 総合戦略	左の財源内訳			事業費	左の財源内訳			事業費	左の財源内訳		
			特定財源	うち市債	一般財源		特定財源	うち市債	一般財源		特定財源	うち市債	一般財源
総務課	907,616	0	7,911		899,705	886,284	6,564		879,720	21,332	1,347	0	19,985
施設課	1,709,379	23,500	1,007,107	792,400	702,272	1,976,348	1,197,499	893,100	778,849	▲ 266,969	▲ 190,392	▲ 100,700	▲ 76,577
学校教育課	375,420	187,653	34,450	0	340,970	318,812	49,744	0	269,068	56,608	▲ 15,294	0	71,902
教育支援課	151,306	129,450	6,136	0	145,170	119,225	6,419	0	112,806	32,081	▲ 283	0	32,364
学校給食課	823,614	1,134	334,522	0	489,092	816,380	327,246	0	489,134	7,234	7,276	0	▲ 42
コミュニティスクール推進課	33,497	27,370	7,902	0	25,595	30,719	8,963	0	21,756	2,778	▲ 1,061	0	3,839
人権教育課	8,533	0	454	0	8,079	9,037	472	0	8,565	▲ 504	▲ 18	0	▲ 486
学びの森くすのき・地域文化交流課	39,468	6,715	5,342	0	34,126	33,603	68	0	33,535	5,865	5,274	0	591
図書館	116,549	5,323	1,976	0	114,573	111,177	333	0	110,844	5,372	1,643	0	3,729
					0				0	0	0	0	0
合計	4,165,382	381,145	1,405,800	792,400	2,759,582	4,301,585	1,597,308	893,100	2,704,277	▲ 136,203	▲ 191,508	▲ 100,700	55,305

## 教育委員会 令和2年度の主な事業

取組No.	事業名	令和2年度				
		令和2年度の目標(値)	具体的な方向性	要求額(千円)	うち一財(千円)	総合戦略
1	総合教育会議協議実施事業	教育のあるべき姿を共有	タブレットを活用したペーパーレス会議や、ICTによる遠隔地での会議参加を検討し、更に利便性を高めていく。	481	481	
2・3	就学援助事業	就学援助費の適切な支給	申請時期を1か月前倒し、早期支給を行い、受給者のさらなる負担軽減に努める。	219,968	219,200	
4	小・中学校教具・校具整備事業	必要な教具・校具の整備	学校要望を踏まえ、その必要性を精査しながら、必要な教具・校具を整備し、教育環境の充実を図る。	76,769	73,069	
5	小中学校施設耐震化事業	耐震化率 97.4%	・体育館改築工事を実施 藤山小(H30-R2継続)R3年2月完成予定 岬小(R1-R3継続)R3年7月完成予定 新川小(R2-R3継続)R2年7月工事着手予定 神原中(R2-R3継続)R2年10月工事着手予定 ・ブロック塀の安全対策について文科省補助対象外部分について実施し、安全対策の完了を目指す。	1,200,423	302,244	
6	小中学校普通教室空調設備設置事業	普通教室の空調設備設置率 100%	・小学校の普通教室へ空調設備を設置。R2年6月完成予定。	100,206	100,206	
7	小中学校施設バリアフリー化事業	バリアフリー化実施箇所数 75箇所	・小学校の校舎12か所、小中学校の身障者用駐車整備13か所のバリアフリー化工事の実施。	23,500	23,500	○
8	読書空間整備事業	図書室空調設備設置率 100%	・小学校の図書室へ空調設備を設置。R2年6月完成予定。	100,206	100,206	
9	小中学校エコスクール整備事業	環境教育が実施できる学校施設数 37施設	・藤山小体育館の改築工事に合わせて雨水利用設備を設置。 ・桃山中学校体育館へ太陽光発電設備を設置。 ・学校やPTA等との役割分担を見直し、校庭の芝生化を実施。	54,500	54,500	
10	学力向上推進事業 (学びの創造推進事業)	全国学力・学習状況調査指数 小(101.0) 中(104.0)	コミスクと小中一貫教育の仕組みを活用して、児童生徒の学びを保障するため、授業づくりの柱としてきた「学び合い」の視点を継承しながら、ユニバーサルデザインの視点も加えた授業改善を図っていく。	2,910	2,910	○
11	英語教育支援事業	中学校卒業段階で英検3級程度以上の英語力を身につけた生徒の割合 48%	独自に小学校1・2年生から英語教育を実施し、1・2年生へ新規にALTの派遣を行う。ALTを幼保・地域へ派遣し、学校に地域を巻き込んで、「英語のまち宇部」をつくっていく。	77,367	76,367	○
12	ICT教育推進事業	ICT機器(タブレットやロボット等)を活用したプログラミングの授業を実施した小学校数 24校	Society 5.0の時代に対応するために、大型提示装置やタブレットを計画的に導入し、すべての学校のICT環境を整える。「GIGAスクールネットワーク」事業の導入により、ビッグデータを活用して個別最適化された学びの実現のための環境整備を行う。 また、文科省の「ICT活用アドバイザー」制度を活用して教員研修講師や遠隔教育のサポート講師の派遣を要請し、教員の資質向上等を図る。	56,449	56,449	○

## 教育委員会 令和2年度の主な事業

取組 No.	事業名	令和2年度				
		令和2年度の目標(値)	具体的な方向性	要求額 (千円)	うち一財 (千円)	総合戦略
13	【No.41】 子どもの読書活動推進経費 ↓ 読書活動推進事業	年間読書数15冊以下の児童数の割合 10%	「UBE読書のまちづくりビジョン」や「うべ子どもの読書活動推進計画」に基づいて、地域のボランティアの協力を得ながら、地域の実態に応じてコミュニティルームの活用や学校図書館の開放を進めていくとともに、読書を通じた地域交流を図る。	46,416	46,416	○
14	【No.14】 伝統文化推進事業 【UBEビエンナーレ推進課】 彫刻教育推進事業 ↓ 伝統文化推進事業	彫刻教室を実施した小・中学校数 34校 琴教室中学校12校 習字教室小学校24校	第2回子どもビエンナーレを開催する。また、中学校のワークショップを、美術部の生徒だけでなく、コミスクの機能を活用して、地域を巻き込んで実施する。また、DMOと連携して、野外彫刻鑑賞用音声ガイドを児童が作成しHP等で紹介する。	2,033	2,033	○
15	通学路安全対策事業	通学路における小中学生の交通事故の発生件数:25件	市内の各団体や事業所に「ながら見守り」の協力を依頼し、市内の見守りを強化する。	159	159	
16	小中一貫教育推進事業	小中一貫教育の取組の評価5項目を達成した中学校区数 6校区	山口大学教職大学院と連携し、各学校区の点検・評価を実施する。推進協議会(3回)において、各中学校区の課題に対する支援方法を検討する。 また、本格実施に当たり、以下の周知の取組により、保護者等の共通認識・理解を図る。 ①学校運営協議会やPTA総会等、あらゆる機会の説明するとともに、地域を対象として公開授業を積極的に実施。 ②チラシを保護者に配布したり、パネルを学校や地域の施設に掲示。 ③市の広報や、宇部日報などで特集記事を掲載。	212	212	○
17	部活動指導員派遣等業務改善事業	部活動指導員派遣による顧問教員の時間外勤務の削減率 20%	LTEタブレットを活用した遠隔会議を拡充する。特に、市内教職員が集う会において活用することで、移動時間や旅費の経費削減をさらに図っていく。	24,325	12,722	
18	一校一モデル校事業	実施校 全小中学校	SDGsや共生社会ホストタウンのモデル校を増やし、重点的に推進していく。さらに、小野産やまぐち茶の給茶器を増やして、中学校にも広げ、お茶育の取組を充実させていく。	750	750	
19	学校安心支援推進事業(不登校の未然防止、早期発見、早期対応)	不登校児童生徒数 116人	【新規】校内ふれあい教室の開設 ・教員免許を持った教育支援員が常駐する「校内ふれあい教室」を全中学校に開設し、地域や家庭に密着した不登校支援を強化。 ふれあい教室の機能強化 ・臨床心理士(スクールカウンセラー)が常駐。 ・多様な体験活動をキャリア教育の観点から実施。 ・ひとり一人の学習状況に合わせたカリキュラムの作成による学習支援。 訪問型家庭教育支援 ・訪問型家庭教育支援チームを3中学校から6中学校に拡大。	38,720	35,441	○
20	学校安心支援推進事業(いじめの未然防止、早期発見・早期対応)	認知したいじめの解消率 100%	・SNSを活用したいじめ相談事業を全中学生へ拡大し、脱傍観者教育、いじめ防止対策の強化を図る。 【新規】人権教育推進課と連携し、有名人によるいじめ対策講演会を各中学校で実施。 ・持ち帰り式いじめアンケートの実施・検証・改善(年2回6月・10月)	2,078	1,578	○
21	特別支援教育サポート事業(特別支援教育支援ボランティアの推進)	特別支援教育支援ボランティアの活動人数 42人	・ボランティア養成講座受講後、すぐに小中学校で安心してボランティアが活躍できるよう実践型中心のカリキュラムに改善。 ・現ボランティアと学校職員との顔合わせ、教育委員会と学校とボランティアとの情報共有を実施。 ・キャリアアップ研修会の開催(年2回)	87	87	○

## 教育委員会 令和2年度の主な事業

取組 No.	事業名	令和2年度				
		令和2年度の目標(値)	具体的な方向性	要求額 (千円)	うち一財 (千円)	総合戦略
22	【新規】 ユニバーサルデザイン教育推進事業	公開授業への参加者数 180人	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小中学校教員や市民への宇部市独自のユニバーサルデザイン教育推進事業の周知。(4月)</li> <li>ユニバーサルデザイン教育推進校を公募し、公開授業等により、ユニバーサルデザイン教育の実践・周知を図る。(幼稚園1園、保育所1園、小学校3校、中学校1校)</li> <li>推進校は、共生社会ホストタウンGと連携し、地域を巻き込んだパラスポーツ等の体験活動等を実施。</li> </ul>	960	960	○
23	防犯対策事業(青少年健全育成推進事業)	宇部警察署管内少年の万引き検挙・補導人数 4人	<ul style="list-style-type: none"> <li>7/1のふれあい運動推進大会の内容をワークショップ形式に変更し各地区の実践につながる大会に改善。</li> <li>宇部市再犯防止計画、社会を明るくする運動に関する内容を検討。</li> <li>小中高等学校と連携した街頭補導の実施(花火大会(7月)、ブロック別補導(9月)、うべまつり(11月))</li> </ul>	1,462	1,462	
25	学校給食地産地消推進事業	1 地元食材利用率 50% 2 宇部産の魚の利用 各校平均3.5回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が生産量と調理場利用予定量を確認し、発注調整をすることで効率的に地元野菜と魚を利用する。</li> <li>【新規】年間利用量の明確化による量の確保(野菜は、JA、生産者と連携して作付量の調整)</li> </ul>	1,134	1,134	○
26	学校給食施設整備事業 (衛生管理、危機管理体制の整備)	1 洋式トイレ設置調理場数16か所(18調理場中) 2 調理場と配膳室への空調設備の設置(令和3年7月利用開始)	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜衛生管理体制の整備＞</li> <li>・4か所の調理場の洋式トイレ設置</li> <li>【新規】</li> <li>・食中毒防止のため、調理場と配膳室へ空調設備を設置</li> <li>＜危機管理体制の整備＞</li> <li>・危機事例をもとにした事故防止の啓発</li> <li>【新規】</li> <li>・事故防止マニュアルの作成</li> </ul>	5,000	5,000	○
27	学校給食運営事業 (学校給食を活用した食育の推進)	食を選択する力の醸成	将来の健康のため、児童生徒に正しい食を選択する力を身に付けさせるため、給食を活用した食育を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食時間の放送等を活用した児童・生徒への食育</li> <li>・家庭における食習慣の質の向上のため、給食日より、SNS等を活用した理解促進</li> </ul>	0	0	
28 ・ 29 ・ 30	【No.28】 コミュニティ・スクール推進事業 【No.29】 放課後子ども教室推進事業 【No.30】 土曜日教育活動推進事業 ↓ 【パッケージ】 地域教育力向上推進事業	地域・学校・行政が協働した活動実施数 254回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館条例の廃止に伴い、公民館運営審議会を既存の社会教育推進委員会として再編し、各地区の社会教育を推進するとともに、地域や学校における子どもの学びを支援</li> <li>・学童保育と放課後子ども教室が連携した企画プログラムを実施</li> <li>・高校や地元企業など多様な主体との連携により、地区ごとの特色ある教室を実施</li> <li>・地元中小企業によるSDGsの視点に立った子ども向け講座の充実・増加</li> </ul>	19,232	12,224	○
31	宇宙教育推進事業	天文行事参加者数 4,275人/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来のイノベーション人材の育成を図るため、小中学生を対象とした「JAXAコズミックカレッジ」や「オープンデータアカデミー」などの講座・講演会を充実</li> <li>・図書館と連携したパネル展や企画展の充実</li> <li>【新規】</li> <li>・中心市街地の活性化にもつながる、プラネタリウムなど宇宙が身近に感じられる教育施設の整備に着手</li> <li>・世界トップレベルの天文学者による講演会と中高生を対象とした特別講座を開催</li> </ul>	6,045	5,525	○
32	【新規】【100周年】 第76回 日本ユネスコ運動全国大会 in 宇部 開催事業	大会参加者数 430人/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市制施行100周年記念事業として、SDGsをテーマに2020年7月4日(土)開催し、本市の取組を全国発信</li> <li>・会場 ANAクラウンプラザホテル宇部</li> <li>・大会テーマ「持続可能な地域が世界を変える～SDGs未来都市からの発信～」</li> <li>・全国大会分担金・助成金(日本ユネスコ協会連盟 2,000千円、山口県ユネスコ連絡協議会 250千円、山口県 250千円、宇部市 250千円)</li> </ul>	250	250	
33	社会人権教育推進事業	社会人権教育において学習会に参加した人数 14,800人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の推進に向け、令和2年度は、外国人、障害者、性的マイノリティの人権に力点</li> <li>【新規】</li> <li>・福祉部門とタイアップし、高齢者や障害者、子ども等への支援者に対し、各団体の会議等へ出向き、アウトリーチの人権学習を実施(10回)</li> <li>【パッケージ】</li> <li>・学校で開催される、人権教育参観日・講演会等への地域住民の参加を促進</li> </ul>	5,666	5,426	

## 教育委員会 令和2年度の主な事業

取組No.	事業名	令和2年度				
		令和2年度の目標(値)	具体的な方向性	要求額(千円)	うち一財(千円)	総合戦略
34	学校人権教育推進事業	学校人権教育において学習会に参加した人数 24600人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員を対象とする人権教育研修会、管理職や人権教育担当者を対象とする研修会を実施し、各小中学校の人権教育のレベルを向上</li> <li>【新規】</li> <li>・研修会の講演内容のデータ化を進め、ライブラリー化することにより、研修の効率化</li> <li>【パッケージ】</li> <li>・人権教育推進大会等、地域で行われる行事への児童生徒の協力を促進</li> </ul>	1,148	1,068	
35	学びの森くすのき運営事業	学びの森くすのきへの来館者数 72,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新規】</li> <li>・郷土学習と夏休み宿題ツアーを3回実施</li> <li>対象: 小学3・4年生</li> <li>内容: 読書感想文や工作に加え、北部地域の文化を地元の人から学ぶ。</li> </ul>	18,850	18,840	
36	学びの森くすのき運営事業 (多様な主体との連携)	各種行事の開催(市との協働による展示、講演会、読書イベント等) 年間40回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による読み聞かせ教室やクラフト教室を拡充。</li> <li>・市民交流室を親子に開放するキッズデーにおいて、ボランティアによる読み聞かせや昔遊びなどを拡充。</li> </ul>	59	59	
37 ・ 38	【100周年】 文化財活用推進事業	文化財を活用したイベント等への参加者数 13,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市制施行100周年プレイベントの実施</li> <li>各地域の郷土史研究会等と協働して、100周年をテーマとした講演会や写真展、史跡めぐりバスツアーを実施。</li> <li>・デジタルアーカイブシステム構築</li> <li>文化財や郷土資料をデジタル化するとともに、2021年4月公開に向けて、システムを構築。</li> </ul>	6,715	1,441	○
39	まちかどブックコーナー整備事業費	25箇所(累計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちかどブックコーナー新規開設8箇所</li> <li>・まちかどブックコーナー情報発信の強化(マップの作成、ホームページの充実)</li> <li>・まちかど事業者との活性化ミーティング、協働事業の開催。</li> </ul>	496	496	○
40	UBE読書のまちづくり推進事業費	図書館の全面リニューアル基本構想を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書のまちづくりネットワーク組織と連携し、読書啓発活動、イベント等を開催</li> <li>【新規】【100周年】</li> <li>・読書のまちづくりの拠点施設となる図書館の全面リニューアル基本構想を策定</li> </ul>	4,496	2,846	○
13 ・ 41	【No.13】 読書活動推進事業 【No.41】 子どもの読書活動推進経費 ↓ 【パッケージ】 子どもの読書活動推進経費	子どもの読書啓発行事参加者数 2,600人 児童図書の貸出冊数 740,000冊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、関係団体等と連携し、イベントやワークショップ等を充実</li> <li>・学校等との合同研修会人財育成等、子どもの読書活動を推進</li> </ul>	331	331	○
42	図書館運営経費	来館者数 398,000人 貸出冊数 1,325,000冊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT、AIを活用したハイブリッド図書館(新聞データベースシステムの導入、電子書籍導入準備)</li> <li>・SNS等を活用した情報発信力の強化</li> </ul>	54,198	54,198	

## 歳出

予算担当課	歳出予算事業名	金額	内容等
総務課	奨学基金助成経費	302千円	奨学基金寄附金によるもの
総務課	小学校関係学校給食費等扶助経費	-10,280千円	決算見込みに合わせて学校給食扶助費の減額等をするもの
総務課	中学校関係学校給食費等扶助経費	-6,005千円	決算見込みに合わせて学校給食扶助費の減額等をするもの
施設課	小学校施設改善事業費	-694千円	決算見込みに合わせて臨時職員の賃金を減額するもの
施設課	小学校施設耐震化事業費	-126,862千円	決算見込みにあわせて、工事請負費等を減額するもの
施設課	小学校エコスクール整備事業費	-2,000千円	決算見込みにあわせて、委託料を減額するもの
施設課	中学校施設改善事業費	-1,478千円	決算見込みにあわせて、委託料を減額するもの
施設課	中学校施設耐震化事業費	-15,508千円	決算見込みにあわせて、工事請負費等を減額するもの
施設課	中学校エコスクール整備事業費	-470千円	決算見込みにあわせて、原材料費等を減額するもの
学校教育課	教育資金助成経費	9千円	教育資金寄附金によるもの
学校教育課	英語教育支援経費	-3,000千円	決算見込みにあわせて、報酬を減額するもの
学校教育課	部活動指導員派遣等業務改善経費	-3,000千円	決算見込みにあわせて、報酬を減額するもの
学校教育課	小学校ICT教育推進経費	29,455千円	タブレットPC購入等によるもの
学校教育課	中学校ICT教育推進経費	-800千円	決算見込みにあわせて、報酬を減額するもの

歳 出
-----

予算担当課	歳出予算事業名	金額	内 容 等
学校教育課	未来教育テクノロジー活用推進事業	-12,014千円	県補助金の減額によるもの
学校教育課	小学校新時代の学びを支える先端技術の活用推進事業	367,874千円	通信ネットワーク整備委託料等の増額によるもの
学校教育課	中学校新時代の学びを支える先端技術の活用推進事業	179,047千円	通信ネットワーク整備委託料等の増額によるもの
教育支援課	特別支援教育費	145千円	特別支援教育青い鳥基金寄附金により積立金を増額するもの
学校給食課	学校給食運営経費	-26,001千円	決算見込みにあわせて、賄材料費を減額等をするもの
学校給食課	学校給食施設整備事業費	-1,339千円	決算見込みに合わせて工事請負費を減額するもの
コミュニティスクール推進課	コミュニティスクール推進経費	-483千円	決算見込みにあわせて、報酬等を減額等をするもの
コミュニティスクール推進課	社会教育総務経費	-323千円	決算見込みにあわせて、自動車借上料を減額をするもの
コミュニティスクール推進課	家庭教育支援経費	-170千円	決算見込みにあわせて、旅費等を減額をするもの
コミュニティスクール推進課	放課後子ども教室推進経費	-800千円	決算見込みにあわせて、委託料を減額をするもの
コミュニティスクール推進課	地域学校協働活動推進経費	-60千円	決算見込みにあわせて、旅費を減額をするもの
コミュニティスクール推進課	土曜日教育活動推進経費	-79千円	決算見込みにあわせて、報奨金を減額をするもの
図書館	図書館資料整備充実経費	800千円	寄附金による図書購入費の増額をするもの
図書館	図書館施設整備事業費	-3,887千円	決算見込みにあわせて、工事請負費を減額をするもの

## 議案第 号

## 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例制定の件

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年 月 日提出

宇部市長 久保田 后子

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第一条 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年条例第二十四号)の一部を次のように改める。

第一条中第七十四号を第七十五号とし、第十六号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 災害弔慰金等支給審査委員会委員

別表中

障害者自立支援審査会委員	合議体の長	日額 一九、七〇〇円
	委員(合議体の長を除く。)	日額 一九、二〇〇円

を

障害者自立支援審査会委員	合議体の長	日額 一九、七〇〇円
	委員(合議体の長を除く。)	日額 一九、二〇〇円

に改める。

災害弔慰金等	委員長	日額 一九、七〇〇円
支給審査委員会委員	委員	日額 一九、二〇〇円

(宇部市公民館条例を廃止する条例の一部改正)

第二条 宇部市公民館条例を廃止する条例（令和元年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号から第七十四号まで」を「第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号から第七十五号まで」に改める。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第三条 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改める。

第一条中「第二百三条の二第四項」を「第二百三条の二第五項」に改め、同条第五十五号を削り、第五十四号を第五十五号とし、第四十号から第五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号を削り、第三十八号を第四十号とし、第十七号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 いじめ問題検証委員会委員

十八 いじめ問題調査委員会委員

第一条第七十四号中「英語指導助手、非常勤講師、生涯学習活動支援員及び」を削る。

別表中

災害弔慰金等	委員長	日額 一九、七〇〇円
支給審査委員会委員	委員	日額 一九、二〇〇円

を

災害弔慰金等	委員長	日額 一九、七〇〇円
支給審査委員会委員	委員	日額 一九、二〇〇円

いじめ問題検 証委員会委員	委員長	日額 二〇、〇〇 〇円
	委員	日額 一六、八〇 〇円
いじめ問題調 査委員会委員	委員長	日額 二〇、〇〇 〇円
	委員	日額 一六、八〇 〇円

に、

隣保館運営審議会委員
いじめ問題検証委員会委員

を

隣保館運営審議会委員
------------

に、

青少年問題協議会委員及び専 門部員
いじめ問題調査委員会委員

を

青少年問題協議会委員及び専 門部員
----------------------

に改め、「英語指導助手、非常勤講師、生涯

学習活動支援員及び」を削る。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第四条 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改める。

別表中「月額 四二、七〇〇円」を「月額四二、七〇〇円に年額五六九、三三  
三円を超えない範囲内において市長が定める額を加算した額」に、「月額 三五、  
一〇〇円」を「月額三五、一〇〇円に年額五六九、三三三円を超えない範囲内  
において市長が定める額を加算した額」に、「月額 三一、三〇〇円」を「月額三  
一、三〇〇円に年額五六九、三三三円を超えない範囲内において市長が定める額  
を加算した額」に、「月額 二六、九〇〇円」を「月額二六、九〇〇円に年額五  
六九、三三三円を超えない範囲内において市長が定める額を加算した額」に改め

る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は公布の日から、第四条の規定は令和二年七月二十四日（この条例の公布の際現に在任する委員の全員が同月二十二日以前に全てなくなったときは、そのなくなった日の翌日）から施行する。

### (いじめ問題検証委員会委員に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（次条において「新条例」という。）の規定中いじめ問題検証委員会委員の日額の報酬については、この条例の施行の日以後に新たに設置されるいじめ問題検証委員会に任命された委員の日額の報酬について適用し、同日前までに任命された委員の日額の報酬については、なお従前の例による。

### (いじめ問題調査委員会委員に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による新条例の規定中いじめ問題調査委員会委員の日額の報酬については、この条例の施行の日以後に開催されるいじめ問題調査委員会の委員の日額の報酬について適用し、同日前までに開催されたいじめ問題調査委員会の委員の日額の報酬については、なお従前の例による。

### 「説明」

新たに規定する災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬額を定め、いじめ問題検証委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員の報酬額を見直すとともに、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に活動及び成果に基づく年額報酬を加算し支給することその他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 資料 4

### 宇部市教育委員会規則第 号

宇部市公民館条例施行規則（昭和五十一年教育委員会規則第五号）を次のように廃止する。

令和二年 月 日

宇部市教育長 野 口 政 吾

宇部市公民館条例施行規則は、廃止する。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## ○宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則

昭和四十五年七月一日

教育委員会規則第三号

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第二項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第六条の規定に基づき事務局の組織及び職の設置その他必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の名称)

第二条 事務局の名称を宇部市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）という。

(課等の設置)

第三条 事務局に、次の課及び係を置く。

総務課 総務係

施設課 施設管理係 学校耐震化推進係

学校教育課 指導係 学事係

教育支援課 特別支援教育推進係 学校安心支援係

学校給食課 給食係

コミュニティスクール推進課 コミュニティスクール推進係

人権教育課 社会人権教育係 学校人権教育係

学びの森くすのき・地域文化交流課 企画運営係

(課等の分掌事務)

第四条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

(中略)

コミュニティスクール推進課

- 一 コミュニティ・スクールの推進に関すること。
- 一 社会教育に関すること。
- 一 社会教育委員会に関すること。
- 一 社会教育関係団体の指導及び連絡調整に関すること。
- 一 ユネスコ活動に関すること。
- ~~一 公民館に関すること。~~
- ~~一 公民館運営審議会に関すること。~~
- ~~一 万倉及び吉部ふれあいセンターの管理運営に関すること。~~
- 一 家庭教育に関すること。
- 一 天文教育の推進に関すること。

(後略)

## ○宇部市教育委員会公印規則

平成八年三月二十五日

教育委員会規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めがあるもののほか、宇部市教育委員会の公印（以下「公印」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第二条 公印の種類、刻字、寸法、個数、用途及び管守者は、別表のとおりとする。

(公印の調製及び交付)

第三条 総務課長は、必要があると認めるときは、公印調製願（様式第一号）により教育長の承認を得て公印を調製し、当該公印の管守者に交付するものとする。

(公印台帳)

第四条 総務課長は、公印台帳（様式第二号）を備え、公印の調製、交付、返還及び廃棄の都度、これに必要な事項を記載し、常に整備しておかなければならない。

(平九教委規則三・一部改正)

(公印の管守)

第五条 管守者は、公印を慎重かつ確実に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう常に厳重に管守しなければならない。

(公印の押印)

第六条 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁を終わった文書を管守者に提示し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た者は、公印使用簿（様式第三号）に必要な事項を記載し、公印を押印しなければならない。

(公印の刷込み)

第七条 課等の長（宇部市財務規則（昭和四十四年規則第四号）第二条に規定する課等の長並びに小学校長及び中学校長をいう。）は、通知書その他の印刷物に公印を刷り込む必要があるときは、総務課長に対し、管守者を經由して公印刷込承認願（様式第三号の二）を提出し、その承認を得なければならない。

(平一五教委規則六・追加、平一九教委規則三・一部改正)

(電子印影の使用)

第七条の二 電子計算機（与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器及びその関連機器で構成される集合体をいう。以下同じ。）を利用して証明その他の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したものを電子計算機に記録し、当該記録された印影を使用することにより、公印の押印に代えることができる。

2 課等の長は、前項の規定により電子計算機に記録する印影（以下「電子印影」という。）を使用しようとするときは、あらかじめ、電子印影使用承認願（様式第三号の三）を総務課長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、当該課等の長は、ICT・地域イノベーション推進グループリーダーと協議の上、電子印影の偽造又は不正使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。

3 課等の長は、電子印影の使用を廃止したときは、直ちに当該電子印影を電子計算機から消去し、及び電子印影使用廃止届（様式第三号の四）を総務課長に提出しなければならない。

4 総務課長は、電子印影使用台帳（様式第三号の五）を備え、承認した電子印影に係る承

認から廃止までの使用の状況を整理しておかなければならない。

(平二一教委規則七・追加、平二七教委規則五・平三〇教委規則六・一部改正)

(公印の事故の報告)

第八条 管守者は、公印に盗難、紛失その他の事故が発生したときは、直ちに公印事故届(様式第四号)により教育長に報告しなければならない。

(平一五教委規則六・旧第七条繰下)

(公印の返還)

第九条 管守者は、公印を返還しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

2 管守者は、前項の承認を受けたときは、直ちに当該承認に係る公印を総務課長に返還しなければならない。

(平一五教委規則六・旧第八条繰下)

(公印の廃棄)

第十条 総務課長は、前条第二項の規定により管守者から公印の返還を受けたときは、公印廃棄願(様式第一号)により速やかに教育長の承認を得て当該公印を廃棄しなければならない。

(平一五教委規則六・旧第九条繰下)

(公印の管守状況等の調査)

第十一条 総務課長は、必要があると認めるときは、公印の管守、使用状況等について調査することができる。

(平一五教委規則六・旧第十条繰下)

別表(第二条関係)

種類	刻字	寸法(ミリメートル)	個数	用途	管守者
(中略)					
館長印	宇部市〇〇ふれあいセンター館長之印 <del>(〇〇にふれあいセンター名称)</del>	方 二一	八	一般文書用	各ふれあいセンター館長
	宇部市立図書館長之印	方 二一	一	一般文書用	図書館長
(後略)					

## ○宇部市教育委員会文書取扱規程

昭和五十一年六月十六日

教育委員会規程第一号

## 目次

## 第一章 総則（第一条―第七条）

## 第二章 文書の取扱い

## 第一節 収受及び配布（第八条―第十二条）

## 第二節 処理（第十三条―第二十四条）

## 第三節 施行（第二十五条―第三十六条）

## 第四節 保管及び保存（第三十七条―第四十六条）

## 第五節 引継ぎ及び廃棄（第四十七条・第四十八条）

## 第三章 補則（第四十九条・第五十条）

## 附則

## 第一章 総則

## （趣旨）

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、宇部市教育委員会（以下「委員会」という。）の文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 文書 委員会の職員が職務上作成し、又は取得した紙文書及び電子文書をいう。
- 二 紙文書 文書のうち、紙を用いて文書事務（文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書に関する一連の事務処理をいう。以下同じ。）を行うものをいう。
- 三 電子文書 文書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を用いて文書事務を行うものをいう。
- 四 軽易な文書 文書管理システムに登録する紙文書又は電子文書のうち、次に掲げるものをいう。
  - イ 式辞、祝辞、書簡等の儀礼文書
  - ロ 権利・義務の発生に関わりのない照会、回答、通知、依頼及び送付の文書
  - ハ 事務連絡的な軽易な文書
- 五 起案 職務上必要な事務処理について、決裁を得るための案文を作成することをいう。
- 六 回議 決裁を要する文書（以下「起案文書」という。）を決裁の権限を有する者（以

下「決裁権者」という。)及び決裁に関与する者(決裁権者を除く。以下「決裁関与者」という。)に決裁及び承認を得るために回付することをいう。

七 承認 起案文書について決裁関与者がその内容を承認すること、又は一部修正の上承認することをいう。

八 決裁 宇部市職務権限規程(昭和四十七年規程第五号。以下「職務権限規程」という。)第二条第四号に規定する決裁であつて、押印決裁及び電子決裁をいう。

九 合議 起案文書が主管課以外の関係する部等又は課等の承認を要する場合において、その承認を得るために関係する部等又は課等に回議することをいう。

十 押印決裁 紙文書により回議し、決裁を得ることをいう。

十一 電子決裁 電子文書により回議し、決裁を得ることをいう。

十二 文書管理システム 電子計算組織を用いて、文書の収受、起案、回議、承認、決裁、供覧、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。

十三 課 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和四十五年教育委員会規則第三号)第三条に規定する課をいう。

(平一六教委規程一・全改、平一八教委規程二・平一九教委規程二・平三〇教委規程八・一部改正)

(中略)

### 第三章 補則

(この規程の準用)

第四十九条 図書館、~~公民館~~及び学校給食共同調理場における文書の取扱いについては、この規程を準用する。

(平九教委規程二・平一九教委規程二・平三〇教委規程八・一部改正)

(特例)

第五十条 文書の取扱いについて、この規程の規定によることができないときは、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。

### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 2 改正前の宇部市教育委員会文書取扱規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により昭和五十一年一月一日から昭和五十一年三月三十一日までに完結した文書のうち、改正後の宇部市教育委員会文書取扱規程第三十八条第二項の規定により会計年度で保存することとなるものは、当該期間を一会計年度とみなし、編集し、及び製本するものとする。
- 3 この規程の施行の際、改正前の規程により作成されている帳票は、現に残存するものに限って、適宜修正して使用することができる。

## ○宇部市教育委員会職員職名規程

平成三年三月二十九日

教育委員会規程第二号

宇部市教育委員会職員職名規程（昭和四十七年教育委員会規程第三号）の全部を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規程は、宇部市職員定数条例（昭和五十三年条例第二号）第二条第十号に規定する教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）の職名について定めるものとする。

（業務上の職名）

第二条 職員の業務上の職名は、別表第一のとおりとする。

（組織上の職名）

第三条 管理監督等の職にある職員については、前条の職名のほか、別表第二の組織上の職名（以下「補職名」という。）を用いる。

2 補職名には、原則として組織の名称を冠して用いるものとする。

（法令上の職名）

第四条 職員の業務上の職名に関し、法令その他に規定のあるもので特に当該職名を用いる必要があると認められるものについては、第二条の職名に併せ、当該法令その他に規定のある職名を用いることができる。

別表第一（第二条関係）

（平四教委規程一・平七教委規程一・平八教委規程二・平一四教委規程二・平一九教委規程一・平三〇教委規程七・一部改正）

職員の種類	職名
事務職員	事務職員、教諭、学芸員
技術職員	技術職員、庶務員、給食調理員、栄養士

備考 本表の上欄に掲げる事務職員又は技術職員の職名については、当該下欄に掲げる事務職員又は技術職員以外の職を命ぜられない者については、別に辞令を発することなく当該下欄に掲げる事務職員又は技術職員の職を命ぜられたものとする。

別表第二（第三条関係）

（平三〇教委規程七・全改）

教育部長、理事、教育次長、図書館長、参事、課長、室長、図書館副館長、学びの森くすのき館長、学校給食センター所長、学校給食共同調理場所長、主幹、副課長、副室長、図書館副館長補佐、ふれあいセンター館長~~（公民館に限る。）~~、副主幹、係長、主事、主任教諭、主査、主務主任、主任

## ○宇部市立図書館規則

昭和四十五年七月一日  
教育委員会規則第五号

(目的)

第一条 この規則は、宇部市立図書館条例（昭和三十九年条例第五十号）第七条の規定に基づき、宇部市立図書館（以下「図書館」という。）及び宇部市立図書館附設資料館（以下「図書館附設資料館」という。）の管理その他必要な事項を定めることを目的とする。

（平七教委規則四・一部改正）

(中略)

(図書室の設置)

第二十六条 館長は、**公民館ふれあいセンター**等の公共施設に図書室を設けることができる。

（平五教委規則三・追加）

(図書室の利用手続)

第二十七条 図書室の利用手続は、図書室が設置された公共施設の管理者が定める。

（平五教委規則三・追加）

(入館者の制限)

第二十八条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を断り、又は退館を求めることができる。

- 一 図書館内において他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をする者
- 二 図書館内の風紀を乱すおそれがあると認められる者
- 三 その他図書館職員の指示に従わない者

（平五教委規則三・追加）

(その他)

第二十九条 この規則の施行について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

（平三教委規則二・旧第八条繰上・平五教委規則三・旧第七条繰下）

**宇部市教育委員会規則第 号**

宇部市生涯学習活動支援員設置規則（昭和四十七年教育委員会規則第四号）を次のように廃止する。

令和二年 月 日

宇部市教育長 野 口 政 吾

宇部市生涯学習活動支援員設置規則は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。